

公表用

7 建企第 2 2 9 号
令和 8 年 3 月 9 日

関 係 各 位

長 崎 県 土 木 部
建 設 企 画 課 長
(公 印 省 略)

発注者支援業務における宿泊費の運用基準（試行）について

業務委託における宿泊費の取扱いについては、令和7年10月24日付け7建企第134号により運用しているところです。

このたび、離島で実施する発注者支援業務のうち、離島内で宿泊を必要とする業務に適用する宿泊費等の新たな運用基準を定めましたので、お知らせします。

記

1. 運用基準 別添「発注者支援業務における宿泊費の運用基準（試行）」のとおり
2. 対象業務 離島で実施する発注者支援業務のうち、離島内で宿泊を必要とする業務
3. 適 用 令和8年4月1日以降に起工する発注者支援業務
なお、発注済みの業務においても、受発注者協議のうえ、本運用基準を適用することができる。
4. 備 考 本運用を適用する場合は特記仕様書にその旨記載すること。
5. 関連通知 令和7年10月24日付 7建企第134号
業務委託における旅費交通費の運用の改定について

土木部 建設企画課 技術基準班
TEL : 095-894-3025 (ダイヤルイン)
E-Mail : kijyun@pref.nagasaki.lg.jp